

事務連絡
令和 7 年 12 月 15 日

青森県農林水産部農村整備課長 殿
岩手県農林水産部農村計画課長 殿
宮城県農政部農村振興課長 殿
秋田県農林水産部農山村振興課長 殿
山形県農林水産部農村計画課長 殿
山形県農林水産部農村整備課長 殿
福島県農林水産部農村計画課長 殿

農林水産省東北農政局農村振興部設計課長

土地改良事業計画設計基準 計画「排水」の改定に係る関連計画基準の取扱い
について

令和 7 年 4 月に改定した土地改良事業計画設計基準 計画「排水」（以下「計画「排水」」と
いう。）は、排水施設の規模を定める根拠となる計画基準降雨について、将来の降雨予測に基
づき推定することとし、その手法を追加したものである。

計画「排水」の改定を踏まえ、下記の関連する計画基準における計画基準降雨等の求め方、
留意点について別紙のとおり周知するので、計画策定の参考とされたい。

また、貴県より管内市町村及び土地改良区に対し、貴職からこの旨を周知されたい。

記

（関連する計画基準）

- 1 土地改良事業計画設計基準 計画「ほ場整備（水田）」
- 2 土地改良事業計画設計基準 計画「ほ場整備（畑）」
- 3 土地改良事業計画設計基準 計画「農地地すべり防止対策」
- 4 土地改良事業計画設計基準 計画「水質障害対策」
- 5 土地改良事業計画設計基準 計画「暗渠排水」
- 6 土地改良事業計画設計基準 計画「農地保全」

事務連絡
令和7年12月5日

東北農政局農村振興部設計課長 殿

農村振興局 整備部 設計課
課長補佐（計画基準班担当）

土地改良事業計画設計基準 計画「排水」の改定に係る関連計画基準の取扱いについて

令和7年4月に改定した土地改良事業計画設計基準 計画「排水」（以下「計画「排水」」という。）は、排水施設の規模を定める根拠となる計画基準降雨について、将来の降雨予測に基づき推定することとし、その手法を追加したものである。

計画「排水」の改定を踏まえ、下記の関連する計画基準における計画基準降雨等の求め方、留意点について別紙のとおり周知するので、計画策定の参考とされたい。

また、貴局管内の関係県に対しても、このことについて貴職から周知されたい。

記

（関連する計画基準）

- 1 土地改良事業計画設計基準 計画「ほ場整備（水田）」
- 2 土地改良事業計画設計基準 計画「ほ場整備（畑）」
- 3 土地改良事業計画設計基準 計画「農地地すべり防止対策」
- 4 土地改良事業計画設計基準 計画「水質障害対策」
- 5 土地改良事業計画設計基準 計画「暗渠排水」
- 6 土地改良事業計画設計基準 計画「農地保全」

別紙 関連する計画基準における計画基準降雨等の求め方、留意点

1 土地改良事業計画設計基準 計画「ほ場整備（水田）」（以下「計画「ほ場整備（水田）」」という。）

（1）計画排水量の算定に用いる計画基準雨量の求め方

計画「ほ場整備（水田）」 第3章計画 3.8 排水計画 3.8.2 計画排水量 (3)排水量の算定に用いる計画基準雨量を求める際は、計画「排水」を参照することとしており、気候予測資料については、全国5kmメッシュアンサンブル気候予測データ（通称：d2PDF(5km)）※を使用する。

※計画「排水」技術書19.1(2)気候予測資料（データセット）の選定を参照。

（2）下流の排水能力等との整合性の確保についての留意点

計画「ほ場整備（水田）」 第3章計画 3.14 他事業との調整の基準及び運用の解説(1) 農業農村整備事業 ア.かんがい排水事業では、「国、県営等のかんがい排水事業の末端において、ほ場整備事業を計画する際には、上位かんがい排水事業との施工時期について十分調整し、手戻り等が生じないようにしなければならない。また、土地利用、用排水計画の諸元等については整合性の取れたものでなければならない。」としている。

また、計画「排水」 第3章 3.3.6 計画基準値 2. 計画基準降雨では、計画基準降雨の推定に際して「上流側の整備により下流側に被害が発生しないという観点も重要であるため、下流における排水能力等を考慮し、整備水準の整合を図ることにも留意が必要である。」としている。

このことから、計画策定のケースとしては①及び②-1に加えて、地区の選択として②-2のケースも考えられる。

＜計画策定のケース＞

- ① 令和7年度以降に上位かんがい排水事業（下流の排水事業）等について調査計画に着手する地域では、将来の降雨予測に基づき計画策定を行い、その後に実施する上流ほ場整備事業の排水計画においても同様の方法（将来の降雨予測）を用いて計画策定を行う。
- ② 下流の排水事業等について既に実施中または完了後間もない地域（当面実施予定はない地域）で、これから上流ほ場整備事業の排水計画を作成する場合、
 - ②-1 地区内の整合の観点から下流の排水計画と同様の方法（従来方法）を用いて計画策定を行う。
 - ②-2 手戻りの回避、上下流の排水能力の整合性を考慮し、地区の選択として、将来予測の適用を検討し、下流の排水能力に余裕がある場合は将来の降雨予測を用いて計画策定を行う。

なお、どのケースで計画策定する場合においても、下流の排水事業との施工時期の調整状況、諸元等の整合性について根拠の整理が必要であることに留意すること。

（3）計画暗渠排水量についての留意点

計画「ほ場整備（水田）」 第3章計画 3.5 区画整理計画 3.5.8 用排水整備 7. 地下排水（暗渠排水）における(1)計画暗渠排水量について、水田利用の場合は、従来どおり 20～30 mm/d 程度を目標値と考えればよいことに変わりはない。

2 土地改良事業計画設計基準 計画「ほ場整備（畑）」（以下「計画「ほ場整備（畑）」」という。）

（1）計画排水量の算定に用いる計画基準降雨の求め方

計画「ほ場整備（畑）」 第3章計画 3.7 排水計画 3.7.2 計画排水量の算定に用いる計画基準降雨を求める際は、計画「排水」において定められている方法に準じるものとしており、気候予測資料については、全国5kmメッシュアンサンブル気候予測データ（通称：d2PDF(5km)）*を使用する。

*計画「排水」技術書19.1(2)気候予測資料（データセット）の選定を参照。

（2）下流の排水能力等との整合性の確保についての留意点

計画「ほ場整備（畑）」 第3章計画 3.13 他事業との調整の基準及び運用の解説 1. 農業農村整備事業 (1)かんがい排水事業では、「国、県営等のかんがい排水事業の末端において、ほ場整備事業を計画する際には、上位かんがい排水事業との施工時期について十分調整し、手戻り等が生じないようにしなければならない。また、土地利用、用排水計画の諸元等については整合性の取れたものでなければならない。」としている。

また、計画「排水」 第3章 3.3.6 計画基準値 2. 計画基準降雨では、計画基準降雨の推定に際して「上流側の整備により下流側に被害が発生しないという観点も重要であるため、下流における排水能力等を考慮し、整備水準の整合を図ることにも留意が必要である。」としている。

このことから、計画策定のケースとしては①及び②-1に加えて、地区の選択として②-2のケースも考えられる。

＜計画策定のケース＞

① 令和7年度以降に上位かんがい排水事業（下流の排水事業）等について調査計画に着手する地域では、将来の降雨予測に基づき計画策定を行い、その後に実施する上流ほ場整備事業の排水計画においても同様の方法（将来の降雨予測）を用いて計画策定を行う。

② 下流の排水事業等について既に実施中または完了後間もない地域（当面実施予定はない地域）で、これから上流ほ場整備事業の排水計画を作成する場合、

②-1 地区内の整合の観点から下流の排水計画と同様の方法（従来方法）を用いて計画策定を行う。

②-2 手戻りの回避、上下流の排水能力の整合性を考慮し、地区の選択として、将来予測の適用を検討し、下流の排水能力に余裕がある場合は将来の降雨予測を用いて計画策定を行う。

なお、どのケースで計画策定する場合においても、下流の排水事業との施工時期の調整状況、諸元等の整合性について根拠の整理が必要であることに留意すること。

（3）計画暗渠排水量についての留意点

計画「ほ場整備（畑）」 第3章計画 3.7 排水計画 3.7.5 暗渠排水計画における降雨時の計画暗渠排水量の決定について、計画「暗渠排水」において定められている方法に準ずるものとしているが、計画「暗渠排水」で示している計画基準値（計画暗渠排水量）の求め方は、計画「排水」の求め方と整合していないことから、「土地改良事業計画設計基準 計画「暗渠排水」及び土地改良事業計画設計基準 計画「農地保全」における計画排水量の算定に用いる計画基準雨量等について（令和7年12月5日付け7農振第2025号農村振興局整備部設計課長通知）別紙1に示すとおりとする。

3 土地改良事業計画設計基準 計画「農地地すべり防止対策」（以下「計画「農地地すべり防止対策」」という。）

（1）地表排除工における設計排水量の算定に用いる計画基準降雨の求め方

計画「農地地すべり防止対策」技術書 III計画設計編 4. 地表水排除工 4.1 水路工
4.1.1 設計の基本事項 (2) 設計排水量の算定に用いる降雨強度（計画基準降雨）を求める際は、計画「排水」を参照することとしており、気候予測資料については、全国5kmメッシュアンサンブル気候予測データ（通称：d2PDF(5km)）*を使用する。

*計画「排水」技術書 19.1(2)気候予測資料（データセット）の選定を参照。

（2）侵食防止工における堰堤工の設計洪水量についての留意点

計画「農地地すべり防止対策」技術書 III計画設計編 6. 侵食防止工 6.2 堰堤工
6.2.1 設計の基本事項において、「堰堤工の設計については、『改訂新版建設省河川砂防技術基準(案)同解説設計編[II]』も参考とする」とこととしており、(1)洪水量の算定について、「②水通し断面の決定の基礎となる設計洪水量は、降雨量の年超過確率1/100程度（100年に1回程度起こると考えられるピーク時の流出量）又は既往最大のうち、大きい方を採用し、土砂混入率を考慮して設定する。設計洪水量は合理式（技術書「III計画設計編」、4.1水路工 4.1.1 設計の基本事項参照）により算定することを標準とする」ことに変わりはない。

4 土地改良事業計画設計基準 計画「水質障害対策」（以下「計画「水質障害対策」」という。）

（1）設計排水量の算定に用いる計画基準雨量の求め方

計画「水質障害対策」 第3章計画 3.7 排水計画の解説 1. 計画排水量 1) 地表水の排水量の算定に用いる計画基準雨量を求める際は、計画「排水」によることとしているが、気候予測資料については、全国5kmメッシュアンサンブル気候予測データ（通称：d2PDF(5km)）*を使用する。

*計画「排水」技術書19.1(2)気候予測資料（データセット）の選定を参照。

5 土地改良事業計画設計基準 計画「暗渠排水」(以下「計画「暗渠排水」」という。)

(1) 水田利用の場合の計画暗渠排水量についての留意点

計画「暗渠排水」 第3章計画 3.2 計画基準値の決定 3.2.1 計画暗渠排水量に係る基準及び運用の解説 1. 水田の場合の計画暗渠排水量において、「計画暗渠排水量は10~50 mm/d の範囲とするが、20~30 mm/d が標準的な値である。なお、類似地調査において実測した排水量-時間曲線が得られれば、下記に示す方法から計画暗渠排水量を求める方法もある。(以下略)」としている。

引き続き、計画暗渠排水量の範囲を踏まえ、従来どおりの方法(類似地調査等)により計画暗渠排水量を決定することについて変わりはない。

(2) 地区排水との関連についての留意点

暗渠排水は、農地整備事業等の事業(ほ場整備)の中で広く一般に行われており、計画「暗渠排水」 第3章計画の基準 3.1.2 地区排水との関連において、「計画の策定に当たっては、地区の排水計画との関連を検討し、暗渠の排水機能が十分に発揮されることを確認する。その排水機能が十分に発揮されないと考えられる場合には、地区的排水施設の整備を検討する。」としている。

今後、将来の降雨予測に基づき計画策定する場合においても、地区的排水計画との関連を検討し、暗渠の排水機能が十分に発揮されることを確認する必要があることに留意すること。

6 土地改良事業計画設計基準 計画「農地保全」(以下「計画「農地保全」」という。)

(1) 地区外への排水に係る検討についての留意点

農地保全は、水食に対して農地を保全する対策として農地防災事業等の中で実施される。農地保全の排水対策の計画策定に当たっては、計画「農地保全」 第3章計画3.6 排水路工 3.6.2 排水路計画の基本の解説(1)排水路の系統化において、「地区下部から地区外へ流下させる排水は、自然流路又は河川へ直接排出する。この場合、接続する自然流路又は河川の通水断面を必ず検討し、断面拡大の要否、護岸の要否等について検討しなければならない。」としている。

今後、将来の降雨予測に基づき計画策定する場合においても、地区外への排水に係る検討（自然流路又は河川の通水断面拡大の要否、護岸の要否等）を行う必要があることに留意すること。